

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年11月22日	不動産番号	1808000038142
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
68番	田	1105		昭和47年1月13日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 字上鉾12番88、12番108、12番141 〔昭和47年1月14日〕	
余白	雑種地	余白		②昭和49年10月1日変更 〔昭和50年12月8日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年11月22日	
余白	宅地	1105	00	②③昭和49年10月1日地目変更 〔平成7年11月29日〕	
余白	余白	83023	36	③12番2、12番3、12番4、12番5、12番25、12番26、12番27、12番29、12番36、12番37、12番39、12番45、12番48、12番54、12番55、12番84、12番85、12番86、12番91、12番92、12番93、12番122、12番123、12番130、12番131、12番132、12番135、12番136、12番165、12番166、12番168、12番199、12番200、12番206、12番207、12番209、12番212、12番213、12番214、12番216、12番217、12番218、12番219、12番220、12番222、12番223、12番224、12番225、12番226、12番237、12番238、12番239、12番252、12番255、12番274、12番275、12番278、12番280、12番282、12番291、12番315、12番339、12番362、12番365、12番366、12番367、12番368、12番369、12番370、12番371、12番372、12番373、12番374、65番、66番、67番、69番、70番、71番、72番、73番、74番、75番、76番、77番、80番、81番、82番、83番、84番、85番、86番、87番、88番、89番、90番、91番、92番、93番1、93番2、93番3、94番、95番、96番、97番1、98番1、119番、120番、121番、122番、123番、124番、125番、126番、127番、128番、129番、130番を合筆 〔平成7年12月14日〕	
余白	余白	83443	56	③錯誤	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K50706 (1/2)

1/2

① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
			〔平成7年12月14日〕
余 白	余 白	83535 56	③12番338を合筆 〔平成19年12月28日〕
余 白	余 白	83386 29	③錯誤 ③68番、68番1に分筆 〔平成24年3月14日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年3月4日 第6691号	原因 昭和46年12月22日売買 所有者 愛 知 県 順位1番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年11月22日
2	合併による所有権登記	平成7年12月13日 第67020号	所有者 愛 知 県
3	合併による所有権登記	平成19年12月26日 第50603号	所有者 愛 知 県



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

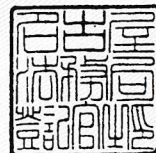
(名古屋法務局名東出張所管轄)

令和8年8月20日

名古屋法務局

登記官

山 田 賢 治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K50706 (1 / 2)

2 / 2